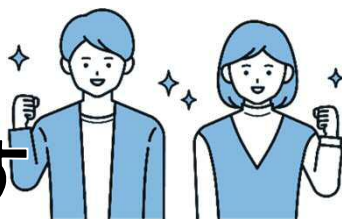


志布志市内に定住する若者の 奨学金返還を支援します



補助の対象となる方

以下のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 市内に住所を有している方
- 34歳以下であること（認定年度の4月1日現在）
- 本市への居住が、転勤、出向などによる勤務地の変更によるものではなく、継続して居住する意志を有している方
- 高校、大学など（短期大学、専門・専修学校、大学院を含む）を卒業した方
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している方、独立して自ら事業を営む方または自営業、農業など親元で就業している方
- 奨学金の貸与を受け、返還している方
- 国家公務員および地方公務員でない方
- 他の奨学金返還に係る補助金などの交付を受けていない方
- 市税および奨学金返還金を滞納していない方

補助内容

- 対象となる奨学金 志布志市奨学金
日本学生支援機構第一種および第二種奨学金
地方公共団体、大学などその他の奨学金
- 補助対象経費 前年度奨学金返還金（繰上償還や利子を含みます）
【例】令和6年度に返還した金額が100,000円の場合は、
令和7年度に100,000円を補助します。
- 補助する額 上記補助対象経費の額と同額（限度額は240,000円）
※就業において離職期間が90日以上ある場合は、
離職日数による日割計算によって補助額を算定します。

お問い合わせ先

志布志市 総合政策課 地域政策グループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

☎099-472-1111（内線：443・444）



志布志市奨学金返還支援事業

手続き手順

● 補助対象者認定申請（初年度のみ）

1. 奨学金返還支援事業補助対象者認定申請書（様式第 1 号）
2. 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
3. 誓約書（様式第 2 号）
4. 卒業証明書又は卒業証書の写し
5. 就業証明書（様式第 3 号）、自営業等従事申立書（様式第 4 号）又は独立して事業を営んでいることが分かる書類のいずれか 1 つ
6. 奨学金の返還状況（返還総額、返還済額、返還残高等）を確認することができる書類
7. 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第 5 号）
8. 戸籍謄本【婚姻により姓が変わった場合】

● 補助対象者認定決定通知

● 補助金交付申請（毎年度必要） ※ 2 年目以降の申請の方はこちらから

1. 奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第 9 号）
2. 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
3. 就業証明書（様式第 3 号）、自営業等従事申立書（様式第 4 号）又は独立して事業を営んでいることが分かる書類のいずれか 1 つ
4. 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第 5 号）
5. 申請年度の前年度に返還した奨学金の額が分かる書類の写し（領収証、通帳の写し等）

※なお、認定年度は、2～4 までの書類の添付は不要です

● 補助金交付決定通知兼確定通知

● 補助金請求書提出

● 補助金を受給